

熊本県公報

号外 第 16 号
平成 20 年 4 月 18 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……(人 事 課) 1

条 例

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 37 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和 27 年熊本県条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 平成 20 年 4 月 1 日以降に新たに知事となった者に係る平成 20 年 4 月の給料の支給定日は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 30 日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

